

障害者自立支援法（児童福祉法）の改正経過と主な変更点（その1）

項 目	障害者自立支援法（施行時）	平成 22 年 12 月改正（つなぎ法）	平成 25 年 4 月改正（総合支援法）
改正根拠法	=====	つなぎ法（正式名称は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律）	地域社会共生実現法（正式名称は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律）
施行時期	平成 18 年 4 月 / 10 月（二段階施行）	平成 22 年 12 月 / 平成 23 年 10 月 / 平成 24 年 4 月（三段階施行）	平成 25 年 4 月 / 平成 26 年 4 月（二段階施行）
法律の名称	障害者自立支援法		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）
支援の実施主体	自立支援法 → 市町村 児童福祉法 → 都道府県（児童相談所）	自立支援法 → 市町村 児童福祉法のうち通所 → 市町村 / 児童福祉法のうち入所 → 都道府県（児童相談所）	
法の目的・理念	法の目的規定はあるが、理念規定なし（目的規定には「・・障害者及び障害児が【自立した】日常生活又は社会生活を営むことができるよう・・」という自立生活の支援という概念が盛り込まれる）		理念規定を新設し、法の目的も修正（可能な限り地域での生活や社会参加機会を確保する理念を新設し、法の目的の「自立した」という文言を「基本的人権を享有する個人としての尊厳」へ置き換え）
制度対象（障害の範囲）	身体・知的・精神の 3 障がい（発達障がいや高次脳機能障がいも精神障がいの類型で対象となるが、手帳の取得が難しい上に明示規定もなかったため、窓口で非該当扱いされることも） ※ 児童については、児童福祉法における障がい定義が緩やかなため、未就学児を中心に手帳の有無に関わらず制度対象としている市町村が多数	身体・知的・精神・発達の 4 障がい（発達障がいについては法律で対象であることを明示、高次脳機能障がいについては事務処理要領で対象であることを明示）	身体・知的・精神・発達の 4 障がいに難病が加わる（制度対象となる難病の範囲については、詳細を政省令で定める）
利用者負担	月額負担上限付きの 1 割負担（上限設定） 住民税課税世帯 → 37,200 円 住民税非課税世帯 → 24,600 円 年収 80 万円程度の世帯 → 15,000 円 生活保護世帯 → 0 円 ※ その後、「特別対策」によってたびたび上限が引き下げられ、2010 年 4 月から非課税世帯は 0 円に	応能負担の考え方を取り入れた月額負担上限付きの 1 割負担（住民税非課税世帯は負担ゼロ） （上限設定）※ 成人の場合 住民税所得割額 16 万円以上 → 37,200 円 / 住民税所得割額 16 万円未満 → 9,300 円 ・ 入所施設、GH・CH利用の場合、市町村民税が課税なら 37,200 円 ・ 所得割 16 万円は、概ね年収 600 万円 （上限設定）※ 児童の場合 住民税所得割額 28 万円以上 → 37,200 円 住民税所得割額 28 万円未満（入所） → 9,300 円 / 住民税所得割額 28 万円未満（在宅） → 4,600 円 ・ 所得割 28 万円は、概ね年収 850 万円 ※ 2012 年 3 月までの特別対策を法定化したもの	
障害程度区分	自立支援法における障害福祉サービスの必要性を明らかにする区分として位置付け（対象は 18 歳以上） 介護保険の要介護度認定と似た仕組みにより、区分を 7 段階（自立、区分 1～6）に設定 判定された区分により、利用できるサービスがある程度振り分けられるほか、ヘルパー系サービスについては区分に応じて国庫負担の上限額が設定される 調査員による聞き取り（106 項目）結果をコンピュータにより判定（一次判定）し、さらに認定審査会において概況調査や聞き取り時の特記事項などを勘案して最終的な区分判定（二次判定）を行う 介護保険の聞き取りを流用しているため、特に知的・精神・発達障がいのある人の区分が適切に判定されない（実態よりも軽く判定されてしまう）という指摘あり		基本ルールは変わらないが、名称を「障害支援区分」と変更し、あわせて位置付けも「障害特性に応じて必要とされる標準的な支援の度合い」と変更 一次判定（コンピュータ判定）をや聞き取りマニュアルを見直し、信頼度は 80%程度になる見込み ただし、20%は区分変更がありうるので、審査会の役割は引き続き重要

※ 総合支援法の説明部分が網かけになっているのは平成 26 年 4 月施行分（網掛けなしは平成 25 年 4 月施行）

障害者自立支援法（児童福祉法）の改正経過と主な変更点（その2）

項 目	障害者自立支援法（施行時）	平成 22 年 12 月改正（つなぎ法）	平成 25 年 4 月改正（総合支援法）
相談支援・意思決定支援	地域生活支援事業の必須事業（市町村の直営または委託）とサービス利用計画の二本立て ただし、市町村の委託費には大きな差が出たほか、サービス利用計画の作成もほとんど進まず 意思決定支援については特段の規定なし	地域生活支援事業、サービス等利用計画作成に加え、障害児相談、地域相談を追加 サービス等利用計画（障害児相談）の対象は一挙に「原則全員」へ拡大（平成 27 年 3 年までに順次拡大） 意思決定支援については特段の規定なし	相談支援の仕組みはつなぎ法と同様だが、地域相談の対象者に刑務所や生活保護施設から地域移行する人が加わる（現在は入所施設と病院のみ対象） 障害者基本法の改正を踏まえ、意思決定の支援がすべての支援事業所に責務として規定される つなぎ法によるサービス等利用計画の対象拡大が課題
ホームヘルプサービス	身体介護、家事援助、通院等乗降介助、通院介助、重度訪問介護の類型（ただし、重度訪問介護については利用対象者が「重度の肢体不自由者」に限定）、その他、重度障害者等包括支援もあり 法改正を伴うサービス類型の変更はないが、運用の変更はあり（通院介助の対象が通院だけでなく事業所見学まで拡大されるなど）		重度訪問介護の対象に知的・発達・精神障がいのある人も加わることに（具体的には「重度の行動障がいのある人（行動援護対象の人）」となる見込み）
外出支援タイプのサービス	重度障がいのある人は個別給付、それ以外は地域生活支援事業という整理がなされた 個別給付は重度訪問介護（移動加算）、行動援護（利用対象は知的・発達・精神障がいに限定） 地域生活支援事業は移動支援（支援費制度までは「移動介護」という個別給付だったものを市町村事業化）	基本的な整理の方向性は変更されていないが、重度の視覚障がいのある人の外出支援が「同行援護」として平成 23 年 10 月から個別給付化され、重度障がいのある人に対する外出支援はすべて個別給付化 また、行動援護の利用対象者となる条件も緩和されている（障害程度区分判定聞き取り項目のうち「行動面」の評価点数 20 点満点中 8 点以上で対象 → 26 年 4 月からは「10 点以上」に変更） ※ 総合支援法の附則で移動支援のあり方に関する検討が規定されている	
グループホーム・ケアホーム	それまでのグループホームを「ケアホーム」と「グループホーム」へ分別 障害程度区分が「2」以上の場合はケアホーム、区分が「1」以下の場合はグループホームを利用（報酬もケアホームの方が高い）が原則だが、事業所指定を同時に取ることで、区分に関係なく利用することは可能	分別の方向性に変更はないが、ホーム入居者に対する家賃補助制度を創設（平成 23 年 10 月から） 対象は、グループホームまたはケアホームに入居している低所得（住民税非課税）の人で、2 ヶ月遅れで事業所へ（事業報酬とともに）支払われる仕組み	グループホームとケアホームを「グループホーム」に一元化（訓練等給付へ一元化） 区分に応じた報酬単価差を継続し、現行のケアホーム型と委託契約による外部ヘルパー派遣型を事業者が選択一人暮らしタイプのグループホーム（サテライト型ホーム）を制度化
地域生活支援事業	従来国庫補助メニュー事業だったものを統合して創設したため、雑多な事業内容となる 補助スキームも統合補助金化され、市町村の取組みが充実すると持ち出しが増える仕組み 相談支援、地域活動支援センター、日常生活用具の給付または貸与、手話通訳者等派遣が「必須事業」 日中一時支援、訪問入浴サービス、福祉ホーム、成年後見制度利用支援などが「その他事業」	基本的な仕組みに変更はないが、成年後見制度利用支援事業の位置付けが「その他事業」から「必須事業」へ変更（格上げ） 統合補助金のための予算も徐々に増額される（当初 400 億円 → 平成 24 年度は 450 億円）	基本的な仕組みに変更はないが、市町村地域生活支援事業の「必須事業」が大幅に増加（以下の 4 事業） ①障害者に対する理解を深めるための研修・啓発 ②障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援 ③市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修 ④意思疎通支援を行う者の養成
自立支援協議会	障がいのある人の地域生活を支えるための支援システム構築するために重要な組織とされたが、法的な位置付けなし（国が通知等で設置を強力に推進した結果、平成 23 年度末では 9 割以上の市町村が設置済み）	法律上に設置規定（任意設置）を置き、法的な位置付けを明確化 障害福祉計画の策定・変更時に自立支援協議会の意見を聞くことができることも規定	地域ごとに協議会の名称を自由に付与することができるよう、法律上の名称を単に「協議会」へ変更 協議会の構成メンバーに障がいのある人や家族などの当事者が含まれることを明確化
障害福祉計画	各自治体が将来 3 年間で自立支援法の障害福祉サービス（地域生活支援事業）をどのように整備するか、について数値目標を立てる計画として法定化	障害児支援が児童福祉法の所管になったことに伴い、児童デイサービスが計画対象から除外 児童福祉法サービスの整備は参考資料として掲載可能	地域の潜在的ニーズ（学校や病院との連携によるニーズ把握）を織り込んで計画策定し、定期的に評価・検証する規定を追加

※ 総合支援法の説明部分が網かけになっているのは平成 26 年 4 月施行分（網掛けなしは平成 25 年 4 月施行）

障害者自立支援法（児童福祉法）の改正経過と主な変更点（その3・障がい児支援）

項 目	障害者自立支援法（施行時）	平成 22 年 12 月改正（つなぎ法）	平成 25 年 4 月改正（総合支援法）
サービスごとの根拠法令	知的障害児施設（入所） → 児童福祉法 自閉症児施設（入所） → 児童福祉法 肢体不自由児療護施設（入所） → 児童福祉法 知的障害児通園施設（通所） → 児童福祉法 肢体不自由児通園施設（通所） → 児童福祉法 児童デイサービスⅠ型・Ⅱ型（通所） → 自立支援法 日中一時支援（通所） → 自立支援法 短期入所 → 自立支援法 ホームヘルプサービス → 自立支援法 移動支援（ガイドヘルプ） → 自立支援法	従来の入所施設のうち、医療機関を併設しているものは「医療型障害児入所施設」 → 児童福祉法 従来の入所施設のうち、医療機関を併設していないものは「福祉型障害児入所施設」 → 児童福祉法 従来の通所施設のうち、医療機関を併設しているものは「医療型児童発達支援」 → 児童福祉法 従来の通所施設のうち、医療機関を併設していないものは、児童デイサービスと統合した上で「福祉型児童発達支援」（通所施設とⅠ型児童デイ）または「放課後等デイサービス」（Ⅱ型児童デイ） → 児童福祉法 日中一時支援（通所） → 自立支援法 / 短期入所 → 自立支援法 ホームヘルプサービス → 自立支援法 / 移動支援（ガイドヘルプ） → 自立支援法 重症心身障害児者への支援も含め、全体的に事業移行（基本的には、従来のサービスが継承されている）	
入所型サービスの体系・運用	障害特性ごとに施設を体系化 18 歳以上の者（いわゆる加齢児）については自立支援法サービスが適用されることとなっているが、実際には児福法により延長利用が可能	児童福祉法の改正により、障害特性で分類されていたサービス類型を目的別に再整理（平成 18 年の自立支援法施行時に成人施設で行った再整理を児童分野にも適用） 18 歳以上の者（いわゆる加齢児）の利用を厳密化し、19 歳までは児福法対応可とするが、20 歳からは自立支援法を適用（そのため、障害児施設が 20 歳以上の者を受け入れる場合、障害児施設の指定と障害者施設の指定をダブルで受ける必要あり）	
通所型サービスの体系・運用	障害特性ごとに施設を体系化 障害児の通所サービスは施設・事業所へ子どもが通うスタイルが原則 各種通園施設（社会福祉法第一種事業）と児童デイサービス（第二種事業）は類似サービスだが別の事業として整理	児童福祉法の改正により、障害種別で分類されていたサービス類型を目的別に再整理（平成 18 年の自立支援法施行時に成人施設で行った再整理を児童分野にも適用） また、旧通園施設と旧児童デイサービスを統合したため、児童発達支援事業・放課後等デイサービスを第二種事業とした上で、施設基準を満たすものを「児童発達支援センター」と呼称（主に旧通園施設が「センター」となるが、施設基準さえ満たせば NPO 法人などでもセンターの設置は可能） 放課後や長期休暇中の余暇活動などを支援するサービスについては、放課後等デイサービスとして独立（在学中であれば、19 歳まで利用可能）ただし、高等部に在籍していない場合は児童発達支援を利用可能 さらに、保育所や幼稚園、放課後児童クラブなどへ在籍する障がいのある子どもの元へ支援者を派遣する事業（保育所等訪問支援）を創設	
重症心身障害児者への支援	入所 → 重症心身障害児者施設（児童福祉法） 通所 → 重症心身障害児者通園事業 A 型・B 型 通園 A 型は重心施設で実施、B 型は療護施設や更生施設などで実施、いずれも児福法だが法定事業ではなく補助事業として実施	入所 → 療養介護、医療型障害児入所施設（児童福祉法） 通所 → 生活介護、医療型児童発達支援、福祉型児童発達支援、放課後等デイサービス 重心については、児者一貫した支援が必要との観点から、入所・通所ともに同一事業所を利用できるような特例あり（法律上は児福法と自立支援法でサービスが分かれるが、人員配置などは片方の基準を満たせば OK）	

※ この一覧表で取り上げていない項目（実施主体、制度対象、利用者負担、相談支援・意思決定支援、ホームヘルプサービス、外出支援タイプのサービスなど）は、自立支援法と同様

障害者自立支援法（児童福祉法）の改正経過と主な変更点（その４・今後の検討課題）

項 目	今後の検討に向けてポイントになると思われる事項
常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスのあり方	現行の「介護給付」「訓練等給付」「地域生活支援事業」という区分けをどう考えるか 介護給付については、重度障がいのある人への支援や程度区分（市町村が財政面の不安なく重度障がいのある人へのサービス提供ができる仕組み）との関係など 訓練等給付については、支援事業所の整備（特に、生活訓練や就労移行支援事業所の整備）や利用期限（有期限は適当であるとしても、サービス等利用計画などに基づく期間延長の仕組み）など 地域生活支援事業については、実質個別給付である移動支援や地域活動支援センターの取扱い（個別給付への転換）や統合補助金のあり方（先駆的・積極的な市町村に対する重点的な補助配分のあり方）など
障害支援区分の認定を含めた支給決定のあり方	障害支援区分の判定基準の見直し（または廃止）と相談支援のあり方をどう考えるか 程度区分については、区分の存廃、聞き取り項目の見直し（現行の項目に、知的・発達障がいなどへの特性を踏まえた項目を追加）、二次判定での変更（障がい特性に応じた上位区分判定を容易にするガイドライン等の整備）など 相談支援については、相談支援専門員の計画的増員と質の向上、ピアカウンセリングの制度化など
障害者の意思決定支援のあり方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進のあり方	「意思決定支援」の明確な定義がなされておらず、まずは意思決定支援に関する概念や用語の定義 特に、意思決定支援については、意思決定を担保するための経験・体験の保障、情報の入手や比較や活用などへの支援、表出された意思の適切なキャッチなど 成年後見制度については、福祉サービスの利用という観点であれば、実効性のある身上監護の仕組み（たとえば、市民後見人の養成による身近な権利擁護を弁護士等の専門職がバックアップする仕組み）の構築など
手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援のあり方	聴覚障がい、盲ろう重複障がいのある人だけでなく、発達障がいなどにより意思疎通が難しい人への支援 聴覚、盲ろう重複障がいについては、手話通訳者の計画的養成、派遣体制など 発達障がいについては、従来の手話通訳制度ではない、新たなコミュニケーション支援（一見すると言語的コミュニケーションが可能に思われるが、真意を引き出すための工夫）のあり方など
精神障害者及び高齢の障害者に対する支援のあり方	特に障がいのある人が高齢化している状況を踏まえ、高齢者ケア（介護保険での支援）との関係性をどう考えるか 精神障がいのある人の支援については、支援サービスの整備や医療との連携（とりわけ、医療領域の日中活動支援（デイケアサービス）と福祉領域の日中活動支援との関係性整理）など 高齢化した障がいのある人への支援については、特性に応じた支援の継続性の担保や介護保険併設型事業所（特に地域密着型小規模多機能型事業所）の整備など